

2019.02.01

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 11 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレートガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 12 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<気候変動>

○年金積立金管理運用独立行政法人が気候関連財務情報開示タスクフォースへの賛同を表明

（参考情報：2018 年 12 月 25 日付 同団体 HP）

年金積立金管理運用独立行政法人（以下、GPIF）は、12 月 25 日、主要国の中央銀行や金融規制当局で構成する金融安定化理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、TCFD）への賛同を表明した。今後、気候変動が事業活動に与える影響について、ガバナンス、戦略、リスク管理等の観点から自発的な情報開示を行う。

TCFD は気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」による財務的影響の把握・開示を提唱しており、世界で 500 を超える政府機関や企業等が賛同している。

GPIF は、2018 年 9 月に温室効果ガス排出量やその情報開示等に基づいた ESG インデックスを採用、1.2 兆円の運用を開始するなど、ESG 投資を推進してきた。今回の表明はこれまでの情報開示促進に向けた取り組みの一環で、市場全体の持続可能性向上に向けたものとしている。

国内では、2019 年 1 月 21 日時点で経済産業省、金融機関等を中心に、計 42 団体が TCFD に賛同。経済産業省が賛同と同時に、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス(TCFD ガイダンス)」を発表するなど、気候変動情報に関する開示の動きは活発化している。

<BCP>

○中央防災会議が「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」を公表

（参考情報：2018 年 12 月 25 日付 内閣府 HP）

政府の中央防災会議は 12 月 25 日、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」を公表した。本報告書は、大規模地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっていると評価される典型的なケースにおける防災対応の方向性等を取りまとめたものである。

異常な現象の典型的なケースとして「半割れ」、「一部割れ」、「ゆっくりすべり」の 3 つに分類した。各ケースで想定される社会の状況や防災対応の方向性は以下の通り。

	半割れ	一部割れ	ゆっくりすべり
ケースの概要	南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生。	南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震が発生。	南海トラフの想定震源域内におけるプレートの境界面でのゆっくりすべりを観測。
想定される社会の状況	<u>震源地付近の地域を中心に甚大な被害が発生し、政府では緊急災害対策本部が設置され、被災地域での応急活動を開始。</u>	震源域付近の地域では強い揺れを感じ、一部の沿岸地域では緊急地震速報・津波警報等が発表されるが、 <u>大きな被害が発生している地域は限定的。</u>	ひずみ計等においてゆっくりすべりが観測されているが、 <u>揺れは感じず、津波もなく、交通インフラやライフライン等は通常通りに活動。</u>
最も警戒する期間	<u>発生後の 1 週間、本震が発生することを想定した対策を実施。その後 1 週間は、「一部割れ」のケースに準じた防災対応を実施。</u>	発生後、 <u>1 週間</u> を基本として防災対応を実施する。	<u>すべりの変化していた期間と概ね同程度の期間が経過し、新たな変化がないと評価されるまで。</u>
企業の防災対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等における<u>出火防止措置等の施設点検の確実な実施。</u> ・ 従業員等の<u>安全確保・危険回避措置の実施。</u> ・ <u>BCP 等の日頃からの備えの再確認・警戒レベルの格上げ。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>BCP 等の日頃からの備えの再確認・警戒レベルの格上げ。</u> 	

(南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)」を基に MS&AD インターリスク総研作成)

今後、本報告書を踏まえ、国は制度等について検討を進めるとともに、関係省庁と連携して各個別分野の防災対応の方向性について検討し、それらを踏まえたガイドラインを速やかに提示する必要があると提言した。

<ガバナンス>

○内閣府消費者委員会が公益通報者保護法を改正、通報者への不利益取扱いに対する刑事罰導入は見送りに

(参考情報：2018 年 12 月 27 日付 内閣府 HP)

公益通報者保護法の改正内容を検討していた内閣府消費者委員会は 12 月 27 日、最終報告書を公表し、企業に内部通報制度の整備を義務付ける一方、本改正の重要論点で、同年 7 月の中間整理でも方向性が決まっていなかった通報者への不利益な取扱いに対する刑事罰の導入を見送りとした。今回の決定で、事業者から不利益な取扱いを受けた通報者が被害を回復するための手段が、

引き続き事業者を提訴するという民事的手段に限定されることになった。

一方、従業員 300 人超の事業者に次の 4 項目の履行を課し、履行しない事業者に助言・指導・勧告および公表の行政措置を取ることが決まった。

- ①内部通報受付窓口の設置など内部通報を受け付ける運用
- ②内部通報受付窓口を組織内で周知する運用
- ③通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限の範囲にとどめる運用
- ④公益通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを禁止する運用

同法の改正、消費者庁の有識者検討会が 16 年に改正内容の提言をまとめた後、消費者委員会が 2018 年 1 月から検討していた。

最終報告書のポイントは下表のとおり。

項目	内容
不利益取扱いから保護する通報者の範囲	保護対象に退職者と役員を追加。
通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数 301 人以上…内部通報受付窓口の設置を義務化。 ・従業員数 300 人以下…内部通報受付窓口の設置を努力義務とする。
不利益取扱いに対する行政措置	不利益取扱いをした事業者に対する刑事罰の導入は見送り、行政措置として助言、指導を行うほか、重大かつ悪質な事案を対象に勧告を行い、勧告に従わない場合には公表する。
通報窓口担当者やその他対応業務従事者の守秘義務	秘密の保持に最大限留意しなければならないが、通常の人事異動で配置された人材であることを踏まえ、現時点では守秘義務違反に対する行政措置等は設けない。
通報者へのフィードバック	義務化の是非を引き続き検討する。

(報告書を基に、MS&AD インターリスク総研作成)

海外トピックス：2018年12月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<廃棄物>

○デンマーク環境・食品省がビニール袋の全面禁止に加え全ての買い物袋の無料提供を禁止と発表

(参考情報：2018年12月4日付 デンマーク環境・食品省プレスリリース)

デンマーク環境・食品省は12月4日、プラスチック汚染防止のアクションプランとして、再利用ができない薄いビニール袋（以下、レジ袋）の全面使用禁止と、すべての買い物袋の無料提供を素材に関わらず禁止することを発表した。

同国は1993年にレジ袋の有料化を導入して以来、国内消費量を50%削減しており、レジ袋の利用を一人当たり年間80枚まで抑えることに成功した（日本は同推定450枚）。2018年10月に発足したプラスチック問題に対応するためのイニシアチブ「New Plastics Economy Global Commitment^{*}」に参画したデンマークでは、環境・食品省や商工会議所などが中心となって、2023年までに買い物袋の消費量をさらに50%削減する目標を検討している。

欧州議会では2015年以降、プラスチック規制に関する法案を順次議決しており、2021年を目標にした新たな規則も承認手続きを進めている。中国をはじめアジア各国がプラスチックごみの輸入を禁止する中、国内では今年度内に閣議決定を予定している「プラスチック資源循環戦略」案において、2030年までに使い捨てプラスチックの排出量を25%削減する目標を掲げているが、その実現には代替品の開発などによる抜本的かつ具体的な取り組みが必要となる。

デンマークを筆頭に、欧州各国はプラスチック削減目標の設定・計画策定をすでに終え、具体的な施策の実施に踏み込んでいるが、日本はプラスチック需要のわずか数%といわれるレジ袋の有料義務化を検討している段階に留まっている。

* New Plastics Economy Global Commitment

エーレン・マッカーサー財団が主導し、国連環境計画（UNEP）が協力している、約290の企業、政府、大学、NGOなどが署名したイニシアチブ。同イニシアチブでは、下記の3つの目標を掲げている。

- ① 不必要で問題のあるプラスチック包装および容器を撲滅し、使い捨てから再利用モデルへシフト
- ② 2025年までに100%のプラスチック包装・容器を安全で容易に再利用・リサイクル・堆肥化可能なものに転換
- ③ 再利用・リサイクルされるプラスチック量を劇的に増加させ、プラスチックのサーキュラーエコノミーを構築

<気候変動>

○アパレル大手を中心に43社が「ファッション業界の気候アクション憲章」に署名

(参考情報：2018年12月10日付 UN Climate Change ウェブサイト)

英ファッションデザイナーのステラ・マッカートニー氏は12月10日、ポーランドのカトヴィツェで開催された国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）の場で、アパレル業界の気候変動憲章「Fashion Industry Charter for Climate Action（ファッション業界の気候アクション憲章）」を発表した。この憲章はマッカートニー氏が発案し、UN Climate Changeが作成したもので、アパレル世界大手を中心に43社が署名し、世界自然保護基金（WWF）などのNGOや業界団体が支援をしている。

【署名した企業】

アディダス、プーマ、リーバイ・ストラウス、GAP、H&M、インディテックス、バーバリー、ケリング・グループ、ヒューゴ・ボス、フィリップス・バン・ヒューゼン (PVH)、ターゲット、エスプリ、オットーグループ、マースク等 43 社。日本企業はない。

【支持を表明した NGO・業界団体】

世界自然保護基金 (WWF)、Sustainable Apparel Coalition (SAC)、国際金融公社 (IFC)、BSR、中国紡織工業連合会 (CNTAC)、中国紡織情報センター (CTIC)、グローバル・ファッション・アジェンダ (GFA)、Global Organic Textile Standard (GOTS)、Outdoor Industry Association (OIA)、ZDHC 財団等。

同憲章には 16 のコミットメントが記載されており、署名機関が自主的な取り組みを推進する。同憲章による個別のイニシアチブや団体を発足する予定はない。コミットメントには、バリューチェーン全体での温室効果ガス排出量削減、原材料、輸送、政策提言等幅広い内容が含まれている。

【16 のコミットメント】

1. パリ協定の 2°C 目標達成支持
2. 2015 年以降の実績値比で 2030 年までにスコープ 3 を含めた温室効果ガス (GHG) の排出量を 30% 削減
3. 科学的根拠に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi) 手法を活用した将来計画の設定
4. GHG 排出量の計測と開示
5. 脱炭素戦略の策定と実施における、専門家、投資家、環境アドボカシーなどとの連携
6. 気候変動影響の少ない素材の優先的使用
7. バリューチェーン全体での再生可能エネルギー利用推進
8. 2025 年までに二次サプライヤーまで含め石炭火力ボイラー、石炭ヒーター、石炭火力発電の設置導入禁止
9. 低炭素輸送の推進
10. サーキュラーエコノミーの推進
11. 消費者への啓発活動の実施
12. 金融機関や行政との連携による展開の拡大
13. ファッション業界における気候アクションを促進する政策・法律の導入に向けた関係者との連携
14. 再生可能エネルギーの活用などにおいて、鍵となる国の政府との対話実施
15. ファッション業界における気候アクションの普及
16. UN Climate Change への支援

<気候変動>**OCOP24、パリ協定の実施ルールを採択し閉幕**

(参考情報：2018 年 12 月 15 日付 国連プレスリリース、他)

12 月 2 日から 15 日にかけて、国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24) がポーランド・カトヴィツェで開催された。同会議では、約 200 カ国の締約国による議論の末、パリ協定*の実施に向けた詳細なルールブック (実施指針) が採択された。

ルールブックでは、国別目標（NDC）**について各国が提出を義務付けられる情報の種類や、国別目標の進捗・達成状況の報告および確認の方法、気候変動対策の世界全体での進捗状況を評価するグローバルストックテイクの方法などが定められた。排出量取引等の市場メカニズムに関するルールなど、次回に持ち越された議題もあるものの、すべての国に共通で適用されるルールが採択された。

また同会議に合わせ、政府や企業など様々な主体により、以下に挙げるような発表もなされた。

- ・世界銀行 : 2021～2025年の5年間にかけて、気候変動対策への拠出額を総額2,000億ドルへと倍増させる。
- ・ING・BNPパリバなど5行 : 融資ポートフォリオを気候変動目標に合致させ、その合致度を測るための方法・ツールを5行のコンソーシアムで開発する。
- ・ドイツ・ノルウェー : 緑の気候基金（途上国の気候変動対策を支援するための基金）への資金供与を倍増する。
- ・マースク（海運大手） : 2050年までにCO2排出量をネットゼロにする。 など

* パリ協定

2015年12月、フランス・パリでのCOP21において採択された気候変動対策の国際的な枠組みであり、産業革命以前からの気温上昇を2℃より十分低く抑えるという世界共通の長期目標を掲げている。

** 国別目標（NDC）

パリ協定のもと各国が決定・提出する、GHG削減目標および目標達成のための緩和努力。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

自社の内部通報制度の見直しも兼ねて内部通報制度認証制度の認証取得を検討しています。認証制度が導入された背景や、登録申請時の留意点について教えてください。

Answer

1. 内部通報制度認証制度とは

最近発覚した複数の企業不祥事で、内部通報が不正認知の端緒だったことなどを受け、その重要性が改めて注目されています。こうした中、企業などの内部通報体制を認証する制度が2019年2月より開始されます。当座、認証を希望する企業などが審査基準を満たしているかどうかを自ら判断する自己適合宣言方式により、先行して登録の受付が始まります。

この認証制度は、2016年12月に消費者庁が作成した「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（以下、消費者庁ガイドライン）に即した体制の整備を企業などに促すインセンティブとして発案され、その後、同庁による報告書「内部通報制度に関する認証制度の導入について」（2018年4月）で、認証制度導入の方向性が示され、今回の制度開始に至りました。

2. 本制度創設のねらい

本制度の創設にあたっては、検討の過程において以下のようなねらいが示されていました。認証取得を目指すかどうかの判断材料になるでしょう。

(1) 自社ガバナンスへの信頼性補強

本制度で認証を得るためには、原則的に指定登録機関が提示する審査基準に適合しなければなりません。審査基準は、消費者庁ガイドラインをベースに作成されており、実効性のある内部通報の体制構築および運用に必要と考えられる要素が盛り込まれています。従って、審査基準への適合は、「一定水準の体制が整備されている」との客観的な評価が可能となり、自社のガバナンスへの信頼性を補強できます。

(2) 危機管理機能の強化

危機につながる情報を、組織として早期に認識する能力を高めます。本制度の審査基準では、内部通報の運用に必要な組織体制や規程・ルールといった外形的な要件に加えて、内部通報が組織内でより実効的に機能するための要件が盛り込まれています。例えば、制度に対する役職員への信頼醸成や役職員への動機付けなどの項目が特徴的です。これらの多くは、先に導入した企業で一定の有効性が確認された取り組みです。審査基準に従ってこれらの有無を確認し、不足する場合は新たに手当することで、先人の知恵を自社の危機管理機能の強化に活かすことができます。

(3) 従業員の信頼確保

内部通報が機能するには、ユーザーである役職員の制度に対する信頼が生命線です。特に、通報した際の秘密が厳守され、通報を理由にした不利益を被らない保証が不可欠です。同様に、必ず通報内容を調査・対応し、うやむやになることがないよう受付の記録や進捗管理も必要です。審査基準には、これらを担保する項目も含まれていることから、認証取得は自社の制度が信頼に足ることの裏付けにもなります。

3. 本制度の仕様

(1) 2種類の認証方法

本制度の特徴は、自己適合宣言と第三者認証の2種類の認証の方式が設けられているという点です。自己適合宣言は、認証を得たい企業などが、現状で審査基準に適合しているかどうかを自身で確認するものです。審査基準は、すでに指定登録機関である公益社団法人商事法務研究会のホームページで入手できます。申請用紙に添付されている審査基準に従って自己評価した上で、証跡資料を添えて申し込むと、同会のチェックを経て自己適合宣言を実施した事業者として登録されます。一方、第三者認証は、ISO9001 や同 14001 などマネジメントシステムの国際規格と同様に、申請企業が、認定された認証機関による審査で適合の確認を受けて認証を取得する方式です。当座は、自己適合宣言が先行し、2019年2月から登録申請の受付が始まります。一方、第三者認証は、明確な開示時期と審査基準の詳細ともに現時点では未定です。

(2) 審査基準

先行実施される自己適合宣言の審査基準は、計38項目で構成され、うち25項目は適合が必須であり、残りの13項目は任意項目で、そのうち6項目に適合すれば、審査基準を満たしたと判断できます。

審査基準は、基本的に消費者庁ガイドラインをベースに項目が追加されています。審査基準の検討過程での論点を踏まえると、下記の特徴が見受けられます。

① 内部通報制度の実効性確保

ルールや体制整備の適正性に加えて、内部通報制度を実効的に運用するために十分な取り組みがなされているかを問う項目が盛り込まれました。具体的には、役職員に対する制度や利用方法の周知に加えて、運用担当者や通報者などに積極的な関与を促すための動機付けの有無や制度の運用・改善に向けた役職員の関与などがあります。

○該当項目例

- 11 内部通報制度に対する従業員の意見の把握
- 21 内部通報制度の運用担当者による貢献の評価
- 22 通報者・調査協力者による貢献の評価

② 経営トップの関与

内部通報制度の意義を役職員に浸透させ、より実効性のある体制・運用を実現するにあたって、経営トップの積極的なコミットメントが強調されました。経営トップが制度の活用を図る目的で役職員へメッセージを発信する一方で、経営トップ自身が制度の重要性を理解するための機会（研修や勉強会など）を設けるよう求めています。

○該当項目例

- 2 経営トップによるメッセージの発信
- 3 経営トップの責務及び役割の明確化
- 15 経営トップが内部通報制度に関する理解を深めるための機会の確保

③ 運用能力の向上

内部通報制度の機能を高めるため、制度の運用能力の向上を図る取り組みも強調されています。具体的には、制度の運用担当者個々が通報を受けた際の対応力の向上が含まれています。一方で、通報の受付や案件の調査を適切に行うためのリソース（要員、予算）の適切な配分や周辺の干渉

や保護などについての対応も求められています。

○該当項目例

- 17 通報受付や調査・是正等のために必要な体制の確保
- 19 調査結果を踏まえた是正措置等の実施
- 20 内部通報制度の運用担当者に対する教育・研修

<審査基準>

※網掛けは必須項目

No.	審査項目	No.	審査項目
1	内部通報制度の意義・目的の明確化	20	内部通報制度の運用担当者に対する教育・研修
2	経営トップによるメッセージの発信	21	内部通報制度の運用担当者による貢献の評価
3	経営トップの責務及び役割の明確化	22	通報者・調査協力者による貢献の評価
4	通報窓口の整備及び利用方法の明確化	23	通報に係る秘密保持の徹底
5	通報窓口の利用しやすさの向上	24	外部窓口の信頼性の確保
6	通報窓口利用者・通報対象事項の範囲等の設定	25	通報に係る記録・資料の適切な管理の確保
7	内部規程の整備	26	通報者本人による適切な情報管理の確保
8	経営幹部から独立性を有する通報受付及び調査・是正の仕組みの整備	27	調査実施における秘密保持
9	通報対応における利益相反関係の排除	28	通報者等に対する不利益取扱いの禁止
10	通報対応に係る業務を外部委託する場合における中立性・公正性等の確保	29	禁止される不利益取扱いの類型の具体化
11	内部通報制度に対する従業員の意見の把握	30	不利益取扱いが判明した場合の救済・回復措置
12	通報対応に関する質問・相談への対応	31	通報者等に対し不利益取扱いを行った者に対する措置
13	内部通報制度の運用実績を用いた信頼性の向上	32	通報等に関する秘密を漏らした者に対する措置
14	内部通報制度の実効的な運用のために必要な事項の周知・研修	33	被通報者による不利益取扱いの防止
15	経営トップが内部通報制度に関する理解を深めるための機会の確保	34	法令違反等に関与した者による問題の早期発見・解決への協力の促進
16	通報者等への通知	35	通報者等の保護のためのフォローアップ
17	通報受付や調査・是正等のために必要な体制の確保	36	是正措置及び再発防止策のフォローアップ
18	調査協力の確保及び調査妨害の防止	37	内部通報制度の整備・運用状況等のステークホルダーへの情報提供
19	調査結果を踏まえた是正措置等の実施	38	欠格事由：認証制度に関する違反等の状況

(公益社団法人商事法務研究会「<別紙>内部通報制度認証 (WCMS 認証)「自己適合宣言登録制度」審査項目について」を基に、MS&AD インターリスク総研作成)

4. 認証取得に向けた取り組みのポイント

本認証の取得を目指すにあたり、体制・ルール・運用などの整備・強化などを行う際のポイントを解説します。特に、先行実施される自己適合宣言の審査基準について、検討過程の議論を通して審査基準に込められた目的などを踏まえてコメントします。

(1) 経営トップのメッセージ

審査項目 (No.2) は、「役職員が安心して制度を利用」するために、「コンプライアンス経営推進における内部通報制度の意義・重要性等に対する経営トップの本気度」を明示するメッセージの発信を求めています。役職員の安心とは、主に通報・相談の秘密が厳守され、それを行ったことを理由に不利益な扱いを受けないのと同時に、通報・相談した内容が真摯に対応（調査・検討）されることです。経営トップは、これらを必ず保証する意思を継続的に発信することが重要です。

方法は様々考えられ、集会などの場で話題に取り上げる、役職員向けメールや社内広報媒体などでコメントを付記するなどがあります。一方、関連の規程・マニュアルやコンプライアンス教育などを社内に案内する際には、トップ名義で発信し、コメントを付記するなどして、トップが内部通報を重要視している姿勢をアピールすることも有効です。

(2) 実効的な運用が可能な体制

審査項目 (No.17) は、内部通報制度の運用体制について、形式的に整えるのではなく、実効的な運用が可能なリソース（ヒト、予算）が適正に手当てされていることを意図しています。例えば、社内の通報窓口の担当が他業務と兼務する場合、他業務が多忙になると通報など個々の事案にじっくり吟味・対応することが難しくなります。調査の不備や不適切な窓口対応などにつながると、最悪の場合、制度自体への不信感につながるおそれがあります。

一方で、通報者から詳細な情報を聞き出すのは容易ではなく、窓口担当者には専門的なスキルも不可欠です。担当者に、必要な研修や社内の現状を随時認識するなどの機会を保障し、必要な能力を維持・向上することも実効的な運用に必要です。

(3) 通報者・担当者などの動機付け

審査項目 (No.21、22) は、経営トップに、内部通報制度の運用担当者や通報者・調査協力者による「企業価値の維持・向上やコンプライアンス経営の推進に対する貢献」への積極的評価を求めています。つまり、運用担当者による制度の実効性向上のための取り組みや、危機情報の早期把握につながった通報・調査協力に対して肯定・賞賛する姿勢を役職員らに示すことで、制度の改善や活用の促進を図ります。

具体的には、表彰や人事評価への反映などがあります。また、特に通報者・調査協力者には、自ら関与した不正を自主的に申告した場合に処分を減免する「社内リニエンシー制度」の採用も認証制度の議論の過程で提言されています。

5. おわりに

今回の内部通報制度認証制度は、現在内部通報制度を構築していない企業にとって審査基準を参照することで一定の体制を構築する際の参考になります。一方で、既に制度を構築している企業にとっても、現行の体制を評価し、改善すべき点を把握するためのベンチマークになります。

認証取得を目指すか否かは別にして、自社の内部通報制度の構築・改善を図る際に、活用可能な効果的なツールといえるでしょう。

以上

【参照資料】

消費者庁「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会 最終報告書」（2016年12月）

消費者庁「内部通報制度に関する認証制度の導入について（報告書）」（2018年4月）

公益社団法人商事法務研究会「内部通報制度認証（WCMS認証）『自己適合宣言登録制度』審査基準」

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
アシスタントマネジャー 丸山 史晃

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (環境・CSRグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019